

※太線内は必ず記入してください。
※記載内容については、共助会が定めた「個人情報保護ガイドライン」に基づき適切にとり扱います。
※会員コードは、県の職員番号を間違いなくご記入ください。
※共助会係（事務職員）確認欄は入会時の会費月額と加入資格の確認です。
※臨時的任用職員の加入資格は、**常勤**の期限付き教職員・育休代替・病休代替です。
※入会申込書を提出の際は、「預金口座振替依頼書」を両面刷りで必ず添付してください。
※同意しないに☑を入れた場合は手紙「給付金等受取口座報告用紙」にてご報告ください。
※原則、預金口座振替依頼書の手続き完了した翌月から加入になります。

引き続き新たな学校で臨時的任用職員に採用された場合は、共助会までご連絡ください。